

第8章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物がすでに他法令により指定等されている場合は、その法令に基づき適正に維持・管理し、その他の建造物については、その価値に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致維持向上のために積極的な公開又は活用を図り、特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく可能な範囲で内部公開を行うものとする。

（1）県指定有形文化財及び市指定有形文化財

県指定有形文化財及び市指定有形文化財は、建造物の外部及び内部とも現状維持または復原修理を基本としている。このため、これらに該当する歴史的風致形成建造物の管理については、破損状況に応じた保存修理を基本とし、復原に伴う現状変更等がある場合は、所定の手続きを経て行うものとする。また、増築等に関しては、当該建造物の保存上やむを得ない場合を除き原則行わない。

（2）登録有形文化財

登録有形文化財は、外観を対象とした保存修理を基本とし、また、増築等に関しては、道路等の公共空間から望見できる範囲への行為はできる限り行わないものとし、内部は、所有者の快適な生活環境の維持などの諸条件を満たす場合に限り改修を認めることとする。

（3）景観重要建造物

景観重要建造物については、道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るため、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。それ以外の範囲については、歴史及び伝統を反映した人々の活動の場としての活用を妨げないよう必要な改修を行う。

2 届出不要の行為

法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出不要の行為は、次の場合とする。

- ①県指定有形文化財で、富山県文化財保護条例第11条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合
- ②市指定有形文化財で、高岡市文化財保護に関する条例第10条第1項に基づく現状変更等の承認申請を行った場合

- ③登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ④景観法第19条第1項に基づく景観重要建造物で、同法第22条第1項に基づく現状変更の許可申請を行った場合